5	ポータブルデジタル式汎用一体型X線透視診断装置	
6	据置型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置	

別表六の項中「Z四七〇一」を「T〇六〇一―一―三」に、「Z四七〇二」に、「Z四七〇三」を「Z四七五一―二―七」に、「Z四七〇四」を「Z四七五一―二―二八」に、「及び」を「又は」に改め、「又はそのいずれか」を削り、同表七の項中「及び」を「又は」に改め、「又はそのいずれか」を削り、同表八の項及び九の項中「Z四七〇一」を「T〇六〇一―一―三」に、「Z四七〇二」を「Z四七〇三」に、「Z四七〇三」を「Z四七五一―二―七」に、「Z四七〇四」を「Z四七五一―二―二八」に、「及び」を「又は」に改め、「又はそのいずれか」を削り、同表十の項中「Z四一〇二」を「T〇六〇一―一―三」に、「Z四七〇一」を「Z四七〇三」に、「Z四七五一―二―七」に、「Z四七一一」を「Z四七五一―二―二八」に、「及び」を「又は」に改め、「又はそのいずれか」を削り、同表十一の項中「Z四一〇二」を「T〇六〇一―一―三」に、「Z四七〇一」を「Z四七五一―二―二八」に改め、同表十二の項から十四の項までを次のように改める。

十二	1 アナログ式口外汎用歯科X線診断装置 2 デジタル式口外汎用歯科X線診断装置	T〇六〇一―一―三 Z四七〇三 Z四七五一―二―七 Z四七五一―二―二八	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための歯又は顎部の画像情報を提供すること。
十三	1 頭蓋計測用X線診断装置	T〇六〇一―一―三 Z四七〇三 Z四七五一―二―七 Z四七五一―二―二八	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
十四	1 頭蓋計測用一体型X線診断装置	T〇六〇一―一―三 Z四七〇三 Z四七五一―二―七 Z四七五一―二―二八	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。

別表三十の項中「Z四七〇四」を「Z四七五一―二―二八」に改め、同表七十九の項中「3 2 1」を「3 2 1 4」に改め、同表九十四の項中「1 非血管用ガイドワイヤ」を「2 非血管用ガイドワイヤ」に改め、同表九十五の項中「1 輸液ポンプ用輸液セット 2 自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット」を「1 輸液ポンプ用輸液セット 2 自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット」に改め、同表百六十一の項中「T〇九三―一」を「T六五三〇」に改め、同表百九十七の項中「T〇九三―一」を「T六一二六」に改め、同表二百十一の項中「T六一〇九」を「T六一二七」に改め、同表二百十二の項中「T六一一二」を「T六一二七」に改め、同表二百三十一の項中「又は成形修復若しくは口腔内外で」を「若しくは成形修復又は口腔内外で暫間被覆冠の作成若しくは」に改め、同表三百二十三の項中「T〇九三―一」を「T二一〇七」に改め、同表三百六十四の項中「Z四七〇一」を「T〇六〇一―一―三」に、「Z四七〇二」を「Z四七〇三」に、「Z四七五一―二―七」に、「Z四七〇四」を「Z四七五一―二―二八」に、「及び電離作用又はそのいずれか」を「又は電離作用」に改め、同表四百一の項中「C六九五〇」を「C六九五〇―一」に改めるように加える。

七百五十六	1 単一エネルギー骨X線吸収測定装置 2 単一エネルギー骨X線吸収測定一体型装置 3 二重エネルギー骨X線吸収測定装置 4 二重エネルギー骨X線吸収測定一体型装置	T〇六〇一―一	患者に対してX線を照射し、その透過度をコンピュータ処理して得られた骨密度を診療のために提供すること。
七百五十七	1 歯科用デジタル式X線撮影センサ 2 パノラマ用デジタル式X線センサ	T〇六〇一―一	人体を透過したX線を検出し、電気信号へ変換した後に出力して、診療のために画像情報を提供すること。
七百五十八	1 単回使用静脈ライン用マノメータセット	T三三二四	一端を中心静脈カテーテル、もう一端を輸液セットに接続し、水マノメータ法によって中心静脈圧を測定するために使用すること。
七百五十九	1 単回使用圧トランスデューサ 2 再使用可能な圧トランスデューサ 3 再使用可能な圧トランスデューサ用ドーム 4 単回使用圧トランスデューサ用ドーム	T三三二三	血管等に留置したカテーテル等を通じ、又は直接穿刺することにより圧を測定するための器具であって、観血的血圧測定や脳脊髄液圧測定等に用いること。
七百六十	1 導入針	T三三二一	特定した処置針の配置及びその操作を補助するために使用すること（骨組織を穿刺するものを除く。）。
七百六十一	1 一時的使用カテーテルガイドワイヤ	T三二六七	カテーテルなどの挿入、留置のために使用するものであること。